

国（近畿運輸局）からの指摘事項の反映状況

※赤字は今回「資料3」に反映した内容

- ・利便増進計画には、計画期間内にほぼ確実に実施できる事業（利便増進事業）を実施主体（委託先）を含め、具体的に記載する必要がある。
→P7「3.利便増進実施事業の概要」以降に記載
- ・利便増進事業については、法（地域公共交通活性化及び再生に関する法律）の根拠及び利便が増進することを示す数字の根拠が必要。
→P18,26,27「3.2個別事業の内容（4）特定事業概要」に記載
- ・利便増進事業については、実施前後の状況、実施に至った背景及び実施目的などを明確に示す必要がある。
→P12「3.2 個別事業の内容」以降に記載
- ・利便増進事業は、実施案ではなく、資金の調達方法（補助金の活用など）を含め具体的に実行する旨を記載する必要がある。
→P30「5.必要な資金の額・調達方法」に記載
- ・当町の利便増進事業として位置付ける自家用有償への移行について、支線を利用されていた方は、新たに予約手続きが増えるため、その上で利便が増進するということを示さないといけない。
→P31「6.事業の効果」に記載
- ・利便増進事業が、法の根拠に基づくものであるかを判断するために、具体化させた事業を共有してもらいたい。
→P12「3.2 個別事業の内容」以降に記載